

# ○大府市介護者家族健康教室事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、高齢者を介護している家族等（以下「介護者家族」という。）に対し、介護者家族健康教室事業（以下「事業」という。）を実施することにより、介護者家族の身体的負担及び精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

## (対象者)

第2条 事業の対象となる者は、市内に居住する介護者家族及び高齢者の介護に関心のある者（以下「介護者等」という。）とする。

## (事業の内容)

第3条 市は、介護者等に対し、次に掲げる内容の事業を実施する。

- (1) 介護方法並びに介護予防の知識及び技術の習得に関すること。
- (2) 介護者等の健康づくりについての知識及び技術の習得に関すること。
- (3) その他介護者等の心身の負担を軽減するために必要な知識及び技術の習得に関すること。

## (事業の委託)

第4条 市長は、事業を社会福祉法人等に委託することができる。

## (費用の負担)

第5条 事業に参加する者は、教材費等の実費を負担するものとする。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。